

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び第 167 条の 10 の 2 第 6 項並びに別府市契約事務規則（平成 2 年別府市規則第 46 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 10 月 18 日

別府市長 長野 恭紘



記

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名 別府市食物アレルギー対応給食調理場整備事業

(2) 事業用地 別府市青山町 5 番 68 号

- | | |
|-------------|------------------------|
| ア 敷地面積 | 9111.00 m ² |
| イ 用途地域 | 第二種住居地域 |
| ウ その他の地域・地区 | 準防火地域 |

(3) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ア 本施設の設計・建設期間 | 本契約締結日の翌日から令和 5 年 8 月末日 |
| イ 開業準備支援期間 | 令和 5 年 9 月 1 日から 9 月 18 日 |
| ウ 供用開始日 | 令和 5 年 9 月 19 日 |

(4) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| ア 設計業務 | (ア) 事前調査業務
(イ) 建築本体・建築附帯設備等に係る設計業務
(ウ) 厨房設備に係る設計業務
(エ) 工事開始までに必要な関連諸手続き |
| イ 建設業務 | (ア) 建設工事業務及び厨房設備の調達・設置業務
(イ) 事後調査業務
(ウ) 引渡業務 |

ウ 各種備品調達業務

(7) 各種備品の調達・設置業務

エ 開業準備支援業務

(5) 予定価格

非公表とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の入札参加資格要件を全て満たすものとする。また、入札参加者の参加資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、次のとおり複数の企業で構成されるものとする。入札参加者を構成する者を構成員という。

構成員の種別	企業数
本事業の設計業務を主として行う者 (以下「設計企業」という。)	1 者
本事業の建設業務を主として行う者 (以下「建設企業」という。)	1 者

ア 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型）を結成すること。全ての構成員が出資者であること。なお、出資比率は問わない。

イ 入札参加者の代表企業は、建設企業とし、全構成員中最大の出資者であること。

ウ 入札参加者の構成員は、本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

エ 入札参加表明書の提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、別府市（以下「市」という。）と協議を行うものとする。なお、協議の結果、変更が認められた場合は、入札参加資格要件を全て満たす構成員とすること。

オ 入札参加者の構成員（入札参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。）は、本事業の他の入札参加者の構成員になることはできない。

カ 入札参加者の構成員は、(1)に掲げる構成員の種別を兼ねることはできない。

(2) 構成員の入札参加資格要件

構成員は、次の資格要件を全て満たすものであること。

ア 全構成員

(7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定

に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (イ) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

イ 設計企業

設計企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。

- (ア) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年別府市告示第269号）による令和4年度における建築コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 大分県内に本店があること。
- (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 次に掲げる条件を全て満たす管理技術者を選任できること。
 - a 建築法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
 - b 入札参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

ウ 建設企業

建設企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。

- (ア) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示による令和4年度における建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 令和4年度において建築一式工事がA等級以上に格付けされている者であること。
- (ウ) 別府市内に建設業法に基づく本店があること。
- (エ) 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (オ) 建設業法第26条に規定される建築一式工事に係る技術者を適正に配置できること。

3 入札に関する手続等

(1) 事務局、問い合わせ先

- ア 担当部署 別府市教育部教育政策課
- イ 住所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号
- ウ 電話 0977-21-1573
- エ FAX 0977-22-5100
- オ 電子メールアドレス ken-be@city.beppu.lg.jp
- カ ホームページアドレス <https://www.city.beppu.oita.jp/>

(2) 設計図書等（仕様書、実施設計図書、基本設計図書、図面等）の配布

入札関連資料の配布を次のとおり行う。また、3の(1)カに示す市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からもダウンロードすることができる。

ア 配布日

令和4年10月18日（火）から令和4年11月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、10月18日（火）は、午後2時から午後5時までとする。

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

事務局とする。

(3) 入札業務仕様書等に関する説明会

入札業務仕様書に関する説明会は実施しない。

(4) 現地見学会

改修対象である山の手小学校給食室の現地見学会を次のとおり開催する。また、現地見学会において、設計図書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。なお、現地見学会に不参加であっても、本件入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 日時

令和4年10月27日（木）から11月2日（水）までの休日を除く、午後3時から5時とし、参加希望者と日程を協議の上で決定する。

イ 場所

別府市立山の手小学校給食室

ウ 現地見学会等の参加受付

(ア) 受付期間

令和4年10月19日（水）午前9時から令和4年10月24日（月）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先

事務局とする。

(ウ) 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。詳細は入札説明書による。

(5) 入札公告及び仕様書に関する質問の受付

入札公告及び仕様書に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和4年10月19日（水）から令和4年11月4日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。

(6) 入札公告及び入札業務仕様書に関する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、次のとおりホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

ア 公表日時

令和4年11月9日（水）から

(7) 共同企業体協定書の写しの提出

ア 提出期間

令和4年11月14日（月）から11月16日（水）午前9時から午後5時まで

イ 提出先

事務局とする

ウ 提出書類

共同企業体協定書の写し

エ 提出方法

持参によるものとする。(8) 入札参加申請書等と同時に提出すること。

※持参に当たっては、事前に市に連絡をすること。

(8) 入札参加申請書等の受付

入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書（以下「入札参加申請書等」という。）の提出期間及び提出方法

ア 提出日時

令和4年11月14日（月）から11月16日（水）午前9時から午後5時まで

イ 提出先

事務局とする。

ウ 提出書類

様式集に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参によるものとする。

※持参に当たっては、事前に市に連絡をすること。

(9) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については入札参加者の代表企業に対し、令和4年11月24日（木）までに書面により通知する。

(10) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(8)の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。

イ 市は、アの書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年12月1日（木）14時00分
- (2) 場 所 〒874-8511 別府市上野口町1番15号
別府市役所5階教育委員会室
※感染症対策（マスク等）を行ったうえ、入室してください。
- (3) その他
 - ア 入札者（代理人が入札する場合は代理人）の使用印鑑を持参すること。
 - イ 4（1）の日時に遅れた者は、本入札に参加することができない。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書、見積書等様式は、ホームページに掲載しているものをダウンロードして使用すること。
- (2) 入札参加者は、入札公告及び入札業務仕様書を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額（税抜き金額） を記載すること。
- (3) 入札参加者は、指定の入札書に記名押印（代理人が入札する場合は代理人の記名押印）のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (4) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 2回の入札が不落となった場合は見積合わせに移行する場合がある。

6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 予定価格を超えた価格の入札
- (5) 競争入札に際して不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (6) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (7) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- (10) 記名押印（代理人が入札する場合は代理人の記名押印）を欠く入札

- (11) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

7 契約に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

ア 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

(ロ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

イ 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けて保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 支払条件

ア 前払金 各年度において、1回（当該年度の出来高予定額の10分の4以内）

イ 中間前払金 各年度において、1回（当該年度の出来高予定額の10分の2以内）

ウ 部分払 令和4年度 1回

令和5年度 1回

8 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法律等の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 当市は、落札決定後、契約までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、当市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 当市は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し出ること。

(7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。